

令和4年6月2日提出

令和4年第2回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第24号

令和4年5月26日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

鈴木 成 夫

令和4年第2回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

報告第3号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第4号 令和3年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

報告第5号 令和3年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の  
運用状況について

専第1号 専決処分の報告及び承認について

(小金井市市税条例の一部を改正する条例)

専第2号 専決処分の報告及び承認について

(小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議案第32号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

議案第33号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

議案第34号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

議案第35号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

議案第36号 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

## 議 長 報 告

### 1 第60回東京都市議会議員研修会

令和4年2月4日（金）府中の森芸術劇場からライブ配信で開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「子どもの貧困対策の方向性について」と題して、東京都立大学人文社会学部教授兼子ども・若者貧困研究センター長阿部彩氏の講演が行われた。

### 2 東京都市議会議長会定例総会

令和4年2月16日（水）書面会議により開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第160回地方行政委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第172回 社会文教委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第156回 地方財政委員会の会議結果について

オ 令和3年度北方領土の返還を求める都民会議第2回理事会の会議結果について

カ 第235回東京都都市計画審議会の会議結果について

キ 全国市議会議長会「地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議の成立について」の報告について

ク 令和3年度北方領土の返還を求める都民会議臨時理事会の会議結果について

ケ 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について

コ 全国市議会議長会第173回建設運輸委員会の会議結果について

サ 全国市議会議長会第226回理事会・第112回評議員会 合同会議の会議結果について

シ 第236回東京都都市計画審議会の会議結果について

#### (2) 協議事項

ア 関東市議会議長会第88回定期総会で審議する都県提出議案について

イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

### 3 東京都市議会議長会臨時総会

令和4年4月18日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第161回地方行政委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第173回社会文教委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第157回地方財政委員会の会議結果について

オ 令和4年東京市町村総合事務組合議会第1回定例会会議結果について

カ 東京都区市町村振興協会令和3年度第1回臨時評議員会の会議結果について

キ 第11回東京都国土利用審議会の会議結果について

ク 関東市議会議長会正副会長・支部長会議の会議結果について

#### (2) 協議事項

ア 令和3年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

### 4 第88回関東市議会議長会定期総会

令和4年4月27日（水）東京ベイ幕張ホールにおいて開催された。

会議の概要は、次の協議事項及び報告事項を承認した。

#### (1) 協議

ア 議案

- ・ 令和3年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- ・ 令和4年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- ・ 民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向けた制度の改正及び委員活動費の見直しについて
- ・ 出産育児一時金の増額について
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種とPCR検査の推進及び地域経済支援の拡充について
- ・ 放課後等デイサービス事業所の報酬改定について広く事業者からの要望を

踏まえて検討するよう求める意見書

イ 役員改選

- ・ 会長 水戸市
- ・ 副会長 日野市、大田原市、甲斐市
- ・ 監事市 朝霞市、船橋市

ウ 相談役委嘱

エ 次期総会開催市決定

オ 全国市議会議長会等役員及び委員について

(2) 報告

ア 会務報告等

- ・ 会務報告
- ・ 慶弔規程に基づく支出報告
- ・ 議長の異動について

イ 諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）

5 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 小金井市総合水防訓練

- ア 目的 水害に対する市内の実態把握、現状分析及び対策について視察するため
- イ 場所 小金井市立緑小学校 校庭
- ウ 期 日 令和4年5月8日（日）
- エ 議 員 全議員

(2) 庁舎等建設に関する協議会

- ア 目的 小金井市庁舎等複合施設建設事業の進捗に向け、市議会と市長が意見交換を通じて協議する会議に参加するため
- イ 場所 第一会議室
- ウ 期 日 令和4年5月10日（火）
- エ 議 員 全議員

## 一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 湯沢綾子議員 たゆ久貴議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 宮下誠議員 森戸よう子議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 沖浦あつし議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 東京都後期高齢者医療広域連合議会

選出議員 五十嵐京子議員

7 浅川清流環境組合議会

選出議員 清水がく議員 水谷たかこ議員 村山ひでき議員 渡辺ふき子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和4年1月28日から令和4年5月12日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

令和4年2月21日（月） 令和4年第1回定例会

### 2 会議の概要

令和4年2月21日（月） 令和4年第1回定例会

行政報告2件及び議案3件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 令和3年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
  - 2 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 以上2件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第1号 昭和病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第2号 令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第3号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和4年2月15日（火） 令和4年第1回定例会

### 2 会議の概要

令和4年2月15日（火） 令和4年第1回定例会

議案2件を審議した。

議案第1号 令和4年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第2号 令和4年度湖南衛生組合歳入歳出予算

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。



## 東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和4年2月22日（火） 令和4年第1回定例会

### 2 会議の概要

令和4年2月22日（火） 令和4年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

議案第2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第3号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第4号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和4年2月 3日（木） 令和4年第1回定例会

令和4年3月30日（水） 令和4年第1回臨時会

### 2 会議の概要

(1) 令和4年2月3日（木） 令和4年第1回定例会

議案5件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（識見を有する者）の選任  
につき同意を求めることについて

小山高義氏（青梅市）を選任することに同意した。

第2号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例

第3号議案 東京都十一市競輪事業組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例

第4号議案 令和3年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1  
号）

第5号議案 令和4年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと  
決定した。

(2) 令和4年3月30日（水） 令和4年第1回臨時会

議案2件を審議した。

第6号議案 令和3年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第2  
号）

第7号議案 令和3年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと  
決定した。

## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

- 令和4年2月 8日（火） 令和4年第1回定例会  
令和4年2月 8日（火） 令和4年第1回全員協議会  
令和4年3月30日（水） 令和4年第1回臨時会

### 2 会議の概要

(1) 令和4年2月8日（火） 令和4年第1回定例会

議案3件を審議した。

第1号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 東京都六市競艇事業組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第3号議案 令和4年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 令和4年2月8日（火） 令和4年第1回全員協議会

令和3年度収支決算見込及び利益配分金について  
慎重審議の結果、了承した。

(3) 令和4年3月30日（水） 令和4年第1回臨時会

議案2件を審議した。

第4号議案 令和3年度東京都六市競艇事業組合利益配分について

第5号議案 令和3年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会活動報告

### 1 広域連合議会開催状況

令和4年1月28日（金） 令和4年第1回定例会

### 2 会議の概要

令和4年1月28日（金） 令和4年第1回定例会

広域連合長提出議案5件を審議した。

議案第1号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）

議案第2号 令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算

議案第4号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

議案第5号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 浅川清流環境組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和4年5月11日（水） 令和4年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和4年5月11日（水） 令和4年第1回臨時会

議案1件を審議した。

議案第3号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

## 小金井市土地開発公社の経営状況について

令和3年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

## 令和3年度小金井市土地開発公社事業報告書

### 1 事業概要

令和3年度におきましては、都市計画公園（小長久保公園）事業用地及び東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部を処分いたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

令和4年4月

小金井市土地開発公社



## 2 庶務に関する事項

### (1) 理事会

開催日	回数	番号	件名
令和3年 4月1日	1		小金井市土地開発公社理事長の互選について
			小金井市土地開発公社常任理事の互選について
		報告第1号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の処分に係る入札について
5月11日	2	議案第1号	小金井市土地開発公社評議員会評議員の推薦について
5月25日	3	議案第2号	令和2年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		議案第3号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の処分について
		議案第4号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の処分について
令和4年 2月8日	4	議案第5号	令和3年度小金井市土地開発公社変更事業計画について
		議案第6号	令和3年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算について
		議案第7号	令和3年度小金井市土地開発公社変更資金計画について
		議案第8号	令和4年度小金井市土地開発公社事業計画について
		議案第9号	令和4年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
		議案第10号	令和4年度小金井市土地開発公社資金計画について

### (2) 評議員会

開催日	回数	番号	件名
令和3年 5月20日	1	諮問第1号	令和2年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		諮問第2号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の処分について
		諮問第3号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の処分について
令和4年 2月3日	2	諮問第4号	令和3年度小金井市土地開発公社変更事業計画について
		諮問第5号	令和3年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算について
		諮問第6号	令和3年度小金井市土地開発公社変更資金計画について
		諮問第7号	令和4年度小金井市土地開発公社事業計画について
		諮問第8号	令和4年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
		諮問第9号	令和4年度小金井市土地開発公社資金計画について

### 3 事業実績

#### (1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容
1	事 業 名	
	土地の表示	
	契約年月日	

#### (2) 資産（土地）の処分

	区 分	内 容
1	事 業 名	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地
	土地の表示	本町三丁目地内
	契約年月日	令和3年5月27日
2	事 業 名	東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和3年6月1日

令和3年度小金井市土地開発公社決算報告書

令和3年度損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	420,421,702	420,421,702
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	323,754,557	323,754,557
事業総利益		96,667,145
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
報酬	280,000	
法定福利費	26,101	
需用費	62,971	
役務費	1,386,205	
委託料	539,418	
使用料及び賃借料	322,300	
負担金、補助及び交付金	5,000	
公租公課	20,000	
事業利益		94,025,150
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	1,607	
(2) 雑収益		
雑収益	8,122,652	
事業外収益合計		8,124,259
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	7,249,002	7,249,002
経常利益		94,900,407
当年度純利益		94,900,407

令和3年度剰余金計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

利益剰余金の部		円	円
1	未処分利益剰余金		
	(1) 前年度繰越準備金	495,524,232	
	(2) 当年度純利益	<u>94,900,407</u>	
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>590,424,639</u></u>

令和3年度剰余金処分計算書  
(令和4年3月31日)

		円	円
1	当年度未処分利益剰余金	590,424,639	
2	利益剰余金処分類	<u>0</u>	
	翌年度繰越準備金		<u><u>590,424,639</u></u>

令和3年度 財産目録  
(令和4年3月31日)

		円
1 資産の部		
(1) 普通預金	2,043,085	
(2) 定期預金	5,000,000	
(3) 公有用地	806,410,146	
	<hr/>	
資産の部合計	813,453,231	
	<hr/> <hr/>	
2 負債の部		
(1) 短期借入金	166,857,096	
(2) 長期借入金	51,171,496	
	<hr/>	
負債の部合計	218,028,592	
	<hr/> <hr/>	

令和3年度 貸借対照表  
(令和4年3月31日)

( 資 産 の 部 )

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,043,085	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,043,085
(2) 公有用地		
公有用地		<u>806,410,146</u>
流動資産合計		813,453,231
資産合計		<u><u>813,453,231</u></u>

令和3年度 貸借対照表  
(令和4年3月31日)

( 負 債 の 部 )		円	円
1	流動負債		
	(1) 短期借入金	<u>166,857,096</u>	
	流動負債合計		166,857,096
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>51,171,496</u>	
	固定負債合計		<u>51,171,496</u>
	負債合計		<u><u>218,028,592</u></u>
( 資 本 の 部 )			
1	資本金		
	(1) 基本財産		
	小金井市出資金	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前年度繰越準備金	495,524,232	
	(2) 当年度純利益	<u>94,900,407</u>	
	準備金合計		<u>590,424,639</u>
	資本合計		<u><u>595,424,639</u></u>
	負債資本合計		<u><u>813,453,231</u></u>

令和3年度キャッシュ・フロー計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	円
	公有地取得事業収入	420,421,702
	その他事業収入	0
	補助金等収入	8,122,652
	公有地取得事業支出	0
	その他事業支出	0
	人件費支出	△306,101
	その他の業務支出	△2,335,894
	小計	425,902,359
	利息の受取額	1,607
	利息の支払額	△7,249,002
	事業活動によるキャッシュ・フロー	418,654,964
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	0
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	0
	短期借入金の返済による支出	△153,153,357
	長期借入れによる収入	0
	長期借入金の返済による支出	△265,500,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△418,653,357
IV	現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)	1,607
V	現金及び現金同等物期首残高	2,041,478
VI	現金及び現金同等物期末残高	2,043,085



## 令和3年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、令和3年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

### 記

- 1 監査の期日 令和4年4月13日(水)
- 2 監査の対象期間 自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日
- 3 監査事項 決算報告及び関係書類

#### 4 監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われてい  
ると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

令和4年4月13日

監事 田中克知



監事 高橋美月



理事長 小澤賢治様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

(単位：円)

令和4年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,043,085	
	定期	5,000,000	
合計		7,043,085	

令和4年3月31日

## 公有用地明細表

資産区分	期首		当期増加		当期	当期減少		期末	残高		摘要
	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)		面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)		面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	3,493.13	810,154,250	0.00	0	735.35	170,601,200	2,757.78	639,553,050		令和9年度までに処分予定	
都市計画道路3・4・8号線事業用地	215.80	166,857,096	0.00	0	0.00	0	215.80	166,857,096		令和4年度～令和7年度に処分予定	
都市計画公園(小長久保公園)事業用地	337.07	153,153,357	0.00	0	337.07	153,153,357	0.00	0			
合 計	4,046.00	1,130,164,703	0.00	0	1,072.42	323,754,557	2,973.58	806,410,146			

## 短期借入金明細表

## (1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 令和4年3月31日

借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.475%	320,010,453	0	153,153,357	166,857,096	
合 計		320,010,453	0	153,153,357	166,857,096	

※ 1.475% (H21.1.1.9.から適用)

## (2) 事業別借入状況

(単位：円) 令和4年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画道路3・4・8号線事業用地	166,857,096	0	0	166,857,096	
都市計画公園(小長久保公園)事業用地	153,153,357	0	153,153,357	0	
合 計	320,010,453	0	153,153,357	166,857,096	

(様式第17号)

長期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 令和4年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	227,999,940	0	191,160,000	36,839,940	
東京むさし農業協同組合	1.675%	25,334,016	0	21,240,000	4,094,016	
山梨中央銀行	1.675%	12,667,508	0	10,620,000	2,047,508	
東日本銀行	1.675%	12,667,508	0	10,620,000	2,047,508	
多摩信用金庫	1.675%	25,335,016	0	21,240,000	4,095,016	
昭和信用金庫	1.675%	12,667,508	0	10,620,000	2,047,508	
合 計		316,671,496	0	265,500,000	51,171,496	

(2) 事業別借入状況

(単位：円) 令和4年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
東小金井駅北口まちづくり事業用地	316,671,496	0	265,500,000	51,171,496	
合 計	316,671,496	0	265,500,000	51,171,496	

(様式第18号)

### 資本金明細表

(単位：円)

令和4年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

### 事業収益明細表

(単位：円)

令和4年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	420,421,702	
合計		420,421,702	

(様式第21号)

### 事業原価明細表

(単位：円)

令和4年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	323,754,557	
合計		323,754,557	

## 資料 1

## 令和3年度収支決算報告書

## 収益の部

科 目		予 算 現 額		
款 項	節	当初予算額	補正予算額	(A) 計
1	事業収益	287,944,000	132,479,000	420,423,000
	1 公有地取得事業収益	287,944,000	132,479,000	420,423,000
	1 公有用地売却収益	287,944,000	132,479,000	420,423,000
2	事業外収益	27,225,000	0	27,225,000
	1 受取利息	2,000	0	2,000
	1 受取利息	2,000	0	2,000
	2 雑収益	27,223,000	0	27,223,000
	1 雑収益	27,223,000	0	27,223,000
	合 計	315,169,000	132,479,000	447,648,000

(単位：円)

令和4年3月31日

(B) 収入済額	(B) - (A)	備 考
420,421,702	△1,298	
420,421,702	△1,298	
420,421,702	△1,298	都市計画公園（小長久保公園）事業用地 154,921,702
		東小金井駅北口まちづくり事業用地 265,500,000
8,124,259	△19,100,741	
1,607	△393	
1,607	△393	普通預金利息及び定期預金利息
8,122,652	△19,100,348	
8,122,652	△19,100,348	小金井市事務事業費補助金等
428,545,961	△19,102,039	



費用の部

款	項	科 目 節	予 算		現 額	
			当初予算額	補正予算額	流用額	(A) 計
1		販売費及び一般管理費	19,453,000	0	0	19,453,000
	1	販売費及び一般管理費	19,453,000	0	0	19,453,000
		1 報酬	320,000	0	0	320,000
		2 法定福利費	0	0	28,000	28,000
		3 需用費	63,000	0	0	63,000
		4 役務費	2,368,000	0	0	2,368,000
		5 委託料	16,304,000	0	△28,000	16,276,000
		6 使用料・賃借料	373,000	0	0	373,000
		7 負担金補助及び交付金	5,000	0	0	5,000
		8 公租公課	20,000	0	0	20,000
2		償還金	285,754,000	132,900,000	0	418,654,000
	1	借入金償還金	285,754,000	132,900,000	0	418,654,000
		1 借入元金	285,754,000	132,900,000	0	418,654,000
3		事業外費用	9,961,000	△421,000	0	9,540,000
	1	支払利息	9,959,000	△421,000	0	9,538,000
		1 支払利息	9,959,000	△421,000	0	9,538,000
	2	積立金	2,000	0	0	2,000
		1 積立金	2,000	0	0	2,000
4		予備費	1,000	0	0	1,000
	1	予備費	1,000	0	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	0	1,000
		合 計	315,169,000	132,479,000	0	447,648,000

前年度繰越準備金	495,524,232 円
収入済額	428,545,961 円
支出済額	428,545,961 円
翌年度繰越準備金	590,424,639 円

(単位：円)

令和4年3月31日

(B) 支出済額	不用額 (A) - (B)	備 考	
2,641,995	16,811,005		
2,641,995	16,811,005		
280,000	40,000	評議員報酬	
26,101	1,899	非常勤嘱託職員社会保険料等	
62,971	29	消耗品費等	
1,386,205	981,795	不動産鑑定手数料等	
539,418	15,736,582	仮杭設置等委託料	
322,300	50,700	パーソナルコンピュータ借上料等	
5,000	0	公社連絡協議会負担金	
20,000	0	法人都民税	
418,653,357	643	都市計画公園（小長久保公園）事業用地	153,153,357
418,653,357	643	東小金井駅北口まちづくり事業用地	265,500,000
418,653,357	643	合計	418,653,357
7,250,609	2,289,391	都市計画公園（小長久保公園）事業用地	1,768,345
7,249,002	2,288,998	都市計画道路3・4・8号線事業	2,393,892
7,249,002	2,288,998	東小金井駅北口まちづくり事業用地	3,086,765
1,607	393	合計	7,249,002
1,607	393		
0	1,000		
0	1,000		
0	1,000		
428,545,961	19,102,039		

## 令和3年度損益計算書明細表

(単位：円)

令和4年3月31日

科目	金額	内訳	
1 事業収益	420,421,702		
(1) 公有用地売却収益	420,421,702	東小金井駅北口まちづくり事業用地 都市計画公園（小長久保公園）事業用地	265,500,000 154,921,702
2 事業原価	323,754,557		
(1) 公有用地売却原価	323,754,557	東小金井駅北口まちづくり事業用地 都市計画公園（小長久保公園）事業用地	170,601,200 153,153,357
3 販売費及び一般管理費	2,641,995		
(1) 販売費及び一般管理費	2,641,995	報酬 法定福利費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助及び交付金 公租公課	280,000 26,101 62,971 1,386,205 539,418 322,300 5,000 20,000
4 事業外収益	8,124,259		
(1) 受取利息	1,607		
(2) 雑収益	8,122,652	報酬 法定福利費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助及び交付金 利子補給金 公租公課	280,000 26,101 62,971 1,386,205 539,418 322,300 5,000 5,480,657 20,000
5 事業外費用	7,249,002		
(1) 支払利息	7,249,002	東小金井駅北口まちづくり事業用地 都市計画道路3・4・8号線事業用地 都市計画公園（小長久保公園）事業用地	3,086,765 2,393,892 1,768,345

## 令和3年度貸借対照表明細表

(単位：円) 令和4年3月31日

(資産の部)			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金	7,043,085	普通預金	2,043,085
		定期預金	5,000,000
(2) 公有用地	806,410,146	東小金井駅北口まちづくり事業用地	639,553,050
		都市計画道路3・4・8号線事業用地	166,857,096
資産合計	813,453,231		
(負債の部)			
1 流動負債			
(1) 短期借入金	166,857,096	都市計画道路3・4・8号線事業用地	166,857,096
2 固定負債			
(1) 長期借入金	51,171,496	東小金井駅北口まちづくり事業用地	51,171,496
負債合計	218,028,592		
(資本の部)			
1 資本金			
(1) 基本財産	5,000,000	小金井市出資金	5,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	495,524,232		495,524,232
(2) 当年度純利益	94,900,407		94,900,407
資本合計	595,424,639		
負債資本合計	813,453,231		

報告第4号

令和3年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

令和3年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

令和3年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既定財源	未収入特定財源 国庫支出金	未収入特定財源 都支出金	
2総務費	1総務管理費	基幹系システム修正委託料(マイナ ンバーカード所有者転出転入ワンス トアップ化対応分)	1,788,000	1,788,000	0	1,788,000	0	0
3民生費	1社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金給付事業	1,771,928,000	889,072,271	0	889,072,271	0	0
3民生費	2児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金	415,700,000	130,800,000	0	130,800,000	0	0
4衛生費	2清掃費	清掃関連施設整備予定地用地取得 に伴う物件補償費	34,167,000	5,067,000	0	0	0	5,067,000
10教育費	2小学校費	学校保健衛生事業	5,566,000	5,566,000	0	2,783,000	0	2,783,000
10教育費	3中学校費	学校保健衛生事業	2,088,000	2,088,000	0	1,044,000	0	1,044,000
合 計			2,231,237,000	1,034,381,271	0	1,025,487,271	0	8,894,000

令和3年度小金井市一般会計繰越明許費実績調書

款	項	事業名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
その1 2総務費	1総務管理費		円	円			
	2総務費	基幹系システム修正委託料(マイナンバーカード所有者転出転入ワンストップ化対応分)	1,788,000				
その2 3民生費	1社会福祉費		円	円			
	1社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	889,072,271	109,622,509	アデコ(株)外	令和4年1月12日から 令和4年12月31日まで	
その3 3民生費	2児童福祉費		円	円			
	2児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金	130,800,000				
その4 4衛生費	2清掃費		円	補償金額	所在地	契約期間	備考
	2清掃費	清掃関連施設整備予定地用地取得に伴う物件補償費	5,067,000	25,333,350	貫井北町一丁目579番地	令和3年3月8日から 令和4年9月30日まで	物件所有者
その5 10教育費	2小学校費		円	円			
	2小学校費	学校保健衛生事業	5,566,000				
	3中学校費	学校保健衛生事業	2,088,000				

## 繰越明許費の内訳について

1 基幹系システム修正委託料（マイナンバーカード所有者転出転入ワンストップ化対応分）  
（単位：円）

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 1	基幹系システム修正委託料（マイナンバーカード所有者転出転入ワンストップ化対応分）	1,788,000	0	1,788,000	0
合計		1,788,000	0	1,788,000	0

## 2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

（単位：円）

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 1	基幹系システム増設機器等借上料（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応分）	8,536,000	0	8,536,000	0
3 1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務会計年度任用職員報酬	1,431,000	0	1,431,000	0
3 1	職員手当等	236,000	0	236,000	0
3 1	消耗品費	58,860	0	58,860	0
3 1	印刷製本費	4,000	0	4,000	0
3 1	郵便料	1,931,327	0	1,931,327	0
3 1	電話料	470,439	0	470,439	0
3 1	回線使用料	986,000	0	986,000	0
3 1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務委託料	76,234,645	0	76,234,645	0
3 1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書作成等委託料	3,784,000	0	3,784,000	0
3 1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	795,400,000	0	795,400,000	0
合計		889,072,271	0	889,072,271	0

## 3 子育て世帯への臨時特別給付金

（単位：円）

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 2	子育て世帯への臨時特別給付金	130,800,000	0	130,800,000	0
合計		130,800,000	0	130,800,000	0

## 4 清掃関連施設整備予定地用地取得に伴う物件補償費

（単位：円）

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
4 2	清掃関連施設整備予定地用地取得に伴う物件補償費	5,067,000	0	0	5,067,000
合計		5,067,000	0	0	5,067,000

## 5 学校保健衛生事業

（単位：円）

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10 2	消耗品費	1,929,000	0	964,500	964,500
10 2	医薬材料費	3,637,000	0	1,818,500	1,818,500
10 3	消耗品費	699,000	0	349,500	349,500
10 3	医薬材料費	1,389,000	0	694,500	694,500
合計		7,654,000	0	3,827,000	3,827,000



報告第5号

令和3年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用  
状況について

小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第20条及び小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

令和3年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視の下に公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

令和3年度の市政情報の公開請求は114件で、前年度と比べると9件の増になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	103	67	74	17	(12)	0	0
教育委員会	17	8	13	2	(2)	0	0
選挙管理委員会	3	1	3	0	0	0	0
監査委員	2	2	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	125	78	90	19	(14)	0	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

令和3年度の審査請求は2件ありました。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐にわたり、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

## 2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めています。平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

### (1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第9条の規定により、令和3年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が44件、廃止17件、変更21件となっています。

表2 個人情報の届出状況

(単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保 有 数	年度内の届出数			年度末の 保 有 数
		開始	廃止	変更	
市 長	2,659	38	17	18	2,680
教 育 委 員 会	445	5	0	3	450
選 挙 管 理 委 員 会	72	1	0	0	73
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	30	0	0	0	30
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	22	0	0	0	22
土 地 開 発 公 社	41	0	0	0	41
計	3,277	44	17	21	3,304

### (2) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるときは、例外として目的外利用又は外部提供する

ことが認められています。

令和3年度における保有個人情報の目的外利用は226件、外部提供は331件となっています。

表3 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	226	322	548
教育委員会	0	2	2
選挙管理委員会	0	7	7
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	226	331	557

### (3) 保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条の2第2項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することが認められています。

令和3年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

### (4) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する保有個人情報については、何人も、開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止を請求する権利が保障されています。

令和3年度においては、開示等の請求は52件ありました。

表4 保有個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実 施 機 関	開示等請求件数	決 定 内 容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止 (一部訂正・削除を含む。)	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市 長	52	40	12	2	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
計	52	40	12	2	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(5) 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

令和3年度の審査請求はありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

令和3年度は、令和2年12月に審査請求のあった3件の諮問について、審査しました。答申は令和4年度中に行われる予定としています。

表5 情報公開請求の決定に対する審査請求の諮問及びその処理状況

事件番号	令和元年度第1号（情報公開請求）
対象情報	過去10年間の小金井市内の小中学校の学校ごとのいじめ報告書
実施機関・原処分	教育委員会・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和元年12月10日・令和2年3月10日
答申年月日	令和3年6月3日
審査会の判断	実施機関の法令に基づき非公開とする判断は妥当である。

事件番号	令和元年度第2号（情報公開請求）
対象情報	小金井市の小中学校の過去7年間の学校ごとのいじめ件数（学校名は記載の必要なし）
実施機関・原処分	教育委員会・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和元年12月10日・令和2年3月10日
答申年月日	令和3年6月3日
審査会の判断	対象情報は、複数の市政情報を突き合わせれば必要な市政情報を取得することが可能であり、実施機関の不存在を理由とした非公開決定は妥当ではない。

表6 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	3.4.13	リサイクル事務所内物品に関する環境部長の答弁について市民から寄せられたクレームの要望書、令和2年11月28日開催の二枚橋焼却場跡地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ及びリサイクル事業所残置物処理において残置物のリサイクル可否等の意見を聞いたとする業者等の鑑定書に係る情報公開請求の非公開決定処分に対する審査請求について（審査請求内容の確認及び意見交換）
2	3.5.28	リサイクル事務所内物品に関する環境部長の答弁について市民から寄せられたクレームの要望書、令和2年11月28日開催の二

		枚橋焼却場跡地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ及びリサイクル事業所残置物処理において残置物のリサイクル可否等の意見を聞いたとする業者等の鑑定書に係る情報公開請求の非公開決定処分に対する審査請求について（審査請求内容について追加の意見交換）
3	3.7.13	リサイクル事務所内物品に関する環境部長の答弁について市民から寄せられたクレームの要望書、令和2年11月28日開催の二枚橋焼却場跡地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ及びリサイクル事業所残置物処理において残置物のリサイクル可否等の意見を聞いたとする業者等の鑑定書に係る情報公開請求の非公開決定処分に対する審査請求について（審査請求内容について追加の意見交換）

#### 4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることのできる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和3年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、4回開催されました。

表7 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	3.5.20 書面審議	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出10件、廃止の届出0件、変更の届出2件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防車両のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について</li> <li>○ 課所有庁用車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について</li> <li>○ 道路監察車のドライブレコーダーに記録された運行記録の</li> </ul>

		<p>本人以外収集について</p> <p>(2) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当受給資格者台帳、特別児童扶養手当受給資格者台帳及び住民税課税台帳の目的外利用について</li> </ul> <p>(3) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹系健康情報システムについて</li> <li>○ 小金井市保育園登園降園管理システムについて</li> <li>○ (仮称) 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)管理システムについて</li> </ul> <p>(4) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小金井市保育園登園降園管理システムのオンライン接続について</li> </ul> <p>(5) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全・安心メール配信システム業務委託について</li> <li>○ 地域振興券封入封緘等委託について</li> <li>○ 認知症検診事業及び認知症検診封入・封緘の委託について</li> <li>○ 敬老会等委託(敬老会代替事業:敬老を兼ねた見回り活動)について</li> <li>○ 小金井市保育園登園降園管理システム運用委託について</li> <li>○ 保育士等キャリアアップ研修運営委託について</li> <li>○ メール配信サービス委託について</li> <li>○ 木造住宅簡易耐震診断業務委託について</li> <li>○ (仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定事業委託について</li> </ul>
2	3.7.16	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出14件、廃止の届出14件、変更の届出8件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第8条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域振興券発行・発送に係る要配慮個人情報の保有等について</li> </ul> <p>(2) 個人情報保護条例第11条関係</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域振興券発行・発送に係る個人情報の本人以外収集について</li> <li>(3) 個人情報保護条例第12条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹系障害福祉システムに記録されている身体障害者手帳情報の目的外利用について</li> </ul> </li> <li>(4) 個人情報保護条例第14条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小金井市立学校における携帯型情報端末について</li> </ul> </li> <li>(5) 個人情報保護条例第15条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護職員初任者研修指定申請及び実績報告のオンライン結合について</li> </ul> </li> <li>(6) 個人情報保護条例第27条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問型サービスC事業委託及び通所型サービスC事業委託について</li> <li>○ 小金井市立学校における携帯情報端末のオンライン結合について</li> <li>○ 男性のための介護者サポーター養成講座委託について</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託について</li> <li>○ 新型コロナウイルスワクチン接種に係る入力等事務委託について</li> </ul> </li> </ul>
3	3.10.14	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出11件、廃止の届出1件、変更の届出0件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託について</li> <li>○ ごみ・リサイクルカレンダー配布委託について</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業委託について</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について</li> </ul>

4	4.2.10 書面審議	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出9件、廃止の届出2件、変更の届出11件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小金井市立公園防犯カメラに係る個人情報の本人以外収集について</li> </ul> <p>(2) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当受給資格者台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給資格者台帳及び住民税課税台帳の目的外利用について</li> </ul> <p>(3) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務について</li> <li>○ 署名簿審査システムについて</li> </ul> <p>(4) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括支援センター運營業務委託について</li> </ul> <p>(5) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システムについて</li> <li>○ 小金井さくら体操自主グループ管理について</li> <li>○ 市立小・中学校卒業証書筆耕委託について</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こがねい国保健幸チャレンジ事業における歩数記録証の一部誤発送の報告について</li> </ul>
---	----------------	--

## 5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、令和3年度は、新任研修、図書館職員を対象とした情報公開・個人情報保護研修を行いました。また、管理職者対象のコンプライアンス推進研修と同時開催

で情報公開・個人情報保護制度研修を行いました。

## 1 目的外利用

個人情報記録	目的外利用の内容	件数	
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	7	
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	21	
戸籍関係データ	地方税の調査、照会	3	
	成年後見関係業務	2	
	高額介護合算療養費支給業務	1	
	生活保護関係業務	1	
	土地所有者の所在確認	1	
	地籍調査	1	
	用地取得に関する調査	1	
	長狭物の処分事務	1	
	成年被後見人等戸籍関係データ	戸籍簿、犯罪者名簿、破産者名簿、禁治産・準禁治産者名簿	4
	国民健康保険の賦課収納診療関係データ	市税等関係業務	1
生活保護関係業務		1	
後期高齢者医療保険関係業務		1	
障害福祉関係業務		1	
介護保険関係業務		1	
国民年金等資格給付データ	介護保険関係業務	1	
	国民健康保険関係業務	1	
	後期高齢者医療保険関係業務	1	
	市税等の減額・免除業務	1	
市・都民税課税データ	国民健康保険関係業務	1	
	後期高齢者医療保険関係業務	2	
	国民年金関係業務	6	
	障害者福祉関係業務	20	
	介護保険関係業務	10	
	高齢者等福祉関係業務	15	
	養育関係業務	1	
	産後ケア業務	1	
	検診業務	1	
	ホームヘルプサービス等事業	4	
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	11	
	保育等関係業務	5	
	公営住宅管理業務	5	
	市民税の減額・免除業務	1	
	下水道使用料関係業務	1	
	生活保護関係業務	2	
	事業者等特別支援業務	5	
	軽自動車税データ	生活保護関係業務	1
		放置バイクの照会	1
		市税等の減額・免除業務	1
固定資産税課税関係データ	公共物払下げ業務	1	
	道路管理業務	1	
	生産緑地確認業務	1	
	耐震化推進普及啓発	2	
	小口事業資金融資あっせん業務	1	
	用地買収	1	
	雨水貯留施設が設置された住宅の所有者確認	1	
	データの照合確認業務	1	
	高齢者住宅業務	1	
	空地及び空家の所有者調査業務	3	
	土地区画整理事業	1	
	成年後見市長申立ての添付資料	1	
	市税収納管理システム	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1
雨水貯留施設設置業務		1	
ふるさと納税お礼品事業者の納付状況		1	

	広告掲載判定業務	1
	生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付の可否判定	1
	公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1
	小口事業資金融資あっせん業務	1
	事業者特別支援金事業	1
	市営住宅入居予定者納付状況確認	1
	補給事業業務	1
生活保護関係データ	障害者福祉関係業務	1
	介護保険関係業務	2
	高齢者世帯冷暖房機購入助成事業	1
	国民健康保険関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	5
	医療費助成制度等の資格確認業務	2
	市税賦課業務	1
心身障害者（児）関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	5
	国民健康保険関係業務	1
	税務等調査	1
	生活保護関係業務	3
	声の広報業務	1
	避難行動要援護者業務	2
	愛育手当の受給者確認業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
	こがねい地域応援券事業	1
	子育て世帯生活支援特別給付業務	1
	国の児童虐待防止対策業務	1
介護保険関係データ	税務等調査	2
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	生活保護関係業務	1
	障害者控除対象者認定業務	1
	国民健康保険関係業務	1
大気汚染医療費助成関係データ	国民健康保険関係業務	1
3歳児健康診査受診児童一覧	児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
	障害福祉関係業務	2
	生活保護関係業務	1
	児童福祉関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
	保育台帳等データの照合・確認	1
保育園等入所者関係データ	愛育手当の受給者確認業務	2
	生活保護関係業務	1
	児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策	1
幼稚園助成金関係データ	愛育手当の受給者確認業務	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
区画整理関係データ	市税等関係業務	3
	合計	226

2 外部提供

個人情報記録	外部提供の内容	件数	
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	1	
事務局人件費令和3年予算額	農業委員会交付金申請書作成事務	1	
人件費執行済み額	農業委員会交付金事業状況報告書作成事務	1	
人件費決算額	農業委員会交付金実績報告書作成事務	1	
職員の共済番号	選挙事務従事者謝礼支払事務	1	
住民基本台帳関係データ	捜査関係業務	10	
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	6	
	債権回収業務	7	
	国等からの住所等照会	1	
	用地取得に関する調査	22	
	不動産登記関係業務	4	
	公有財産管理業務	1	
	関係人調査	2	
	国税の調査、照会	2	
	国民年金等関係業務	3	
	地方税の調査、照会	12	
	生産緑地指定事務	1	
	環境保全業務	1	
	財産目録等管理事務	1	
	生活保護関係業務	1	
	地籍調査業務	5	
	居所不明児童調査	1	
	選挙関係事務	1	
	奨学金事務	2	
	委員選出事務	2	
	成年後見関係業務	1	
	公営住宅管理業務	6	
	安全運転管理者に関する事務	1	
	児童福祉関係事務	2	
	道路管理業務	3	
	住民監査請求	1	
	農地等管理業務	2	
	相続人の調査	3	
	戸籍関係調査、照会	1	
	住民基本台帳事務	1	
	介護保険関係業務	1	
	空き家管理業務	1	
	成年後見関係業務	1	
	戸籍関係データ	捜査関係業務	9
		相続人調査	11
		地籍調査業務	5
用地取得に関する調査		16	
国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会		1	
不動産登記関係業務		1	
刑務所関係業務		1	
土地所有者調査		4	
労働者災害補償保険関係業務		1	
身上調査		1	
国税の調査、照会		2	
国民年金等関係業務		3	
海外の邦人援護事務		1	
地方税の調査、照会		14	
公営住宅管理業務		2	
水道事業関係事務	2		
森林調査事務	1		

	墓地管理運営業務	2
	債権回収業務	5
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	生活保護関係業務	4
	児童福祉関係業務	3
	農地等管理業務	2
	道路管理業務	2
	廃棄物の処理及び清掃に関する事務	1
	住民基本台帳関係業務	1
	介護保険料徴収業務	1
	空き家管理業務	1
	土地区画整理事務	1
	老人福祉関係業務	1
	成年後見関係業務	5
	小口資金貸付業務	1
	福祉貸付金関係事務	2
	救済支援貸付事務	1
	関係人調査	2
	環境保全業務	1
	戦没者の遺族に対する弔慰金裁定事務	1
成年被後見人等戸籍関係データ	身上調査	39
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	9
消費生活相談カード	事業者の不適正な取引行為に関する国からの消費者聴取	1
国民健康保険の賦課収納診療関係データ	捜査関係業務	9
市・都民税課税データ	奨学金支給算定事務	2
	国税の調査、照会	2
	国民年金等関係業務	2
	生活保護に係る所得の調査照会	2
	介護保険料賦課・給付業務	1
	公営住宅管理業務	1
	医療費公費負担額決定業務	1
	子ども医療費受給資格の認定における所得情報の照会	1
	保育等関係業務	2
	給付補助業務	1
	児童福祉業務	1
	生活保護に係る資産照会	2
軽自動車税データ	放置バイクの照会	2
	捜査関係調査、照会	3
固定資産税課税関係データ	農地等管理業務	1
	都税の調査、照会	1
市税収納管理システム	滞納整理業務	1
避難行動要支援者関係データ	避難行動要支援者業務	4
生活保護関係データ	就労援助業務	2
心身障害者（児）関係データ	音声版選挙公報送付対象者把握	2
介護保険関係データ	認定情報	2
児童手当等関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	1
新入学学齢児童生徒名簿	子育て応援記念品贈呈業務	2
選挙人名簿データ	政治活動関係業務	1
	世論調査、意識調査対象者抽出業務	6
	合計	331

## 専第1号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎



(写)

## 専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例(別紙のとおり)

令和4年3月31日

小金井市長 西岡 真一郎

## 小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第51条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第89条中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第90条中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

付則第18条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第19条第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」

を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第24条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 専第1号資料1

### 小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

#### 2 改正内容

- (1) 税額控除に係る公益法人等の規定を整備する。（市民税関係。法第314条の7、条例第24条）
- (2) DV被害者等の固定資産課税台帳及び当該課税台帳に記載される事項についての証明書に係る住所等について、住所の削除など一定の措置を講じる。（固定資産税関係。法第382条の2、法第382条の3、条例第89条、条例第90条）
- (3) 省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置について、対象を平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充し、工事費要件を60万円超に引き上げ、適用期限を2年延長する。（固定資産税関係。法附則第15条の9、法附則第15条の9の2、条例付則第19条第8項及び第10項）
- (4) 令和4年度分の土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の5%から2.5%とする。（固定資産税関係。法附則第18条、条例付則第24条）
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。（付則第1条）

#### 4 経過措置

- (1) 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (2) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の法附則

第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、  
なお従前の例による。

(付則第2条)

改正条例	現行条例	備考
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭（市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) } 省略 ( ) (4)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に</p> <p>(6) } 省略 ( ) (10)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭（市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) } 省略 ( ) (4)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6) } 省略 ( ) (10)</p>	<p>税額控除に係る規定の整備</p>

2 省略

(法人の市民税の申告納付)

第51条

2 } 省略  
} }  
8 }

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第6.2項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 } 省略  
} }  
14 }

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 省略  
(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第89条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第4

2 省略

注 令和2年条例第17号により、令和4年4月1日から施行

(法人の市民税の申告納付)

第51条

2 } 省略  
} }  
8 }

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第6.0項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 } 省略  
} }  
14 }

同上

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 省略  
(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第89条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期

法改正に伴う規定の追加

16条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合は、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)  
第90条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。

#### 付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第18条の2 省略
- 2 省略
- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)  
第90条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。

#### 付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第18条の2 省略
- 2 省略
- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

法改正に伴う引用条項の整備

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上



1 2 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

1 3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

1 4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 5 省略

1 6 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 } 省略

2 }  
 ) }  
 7 }

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書等に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省略  
 ) }  
 (3) }

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 省略

1 2 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

1 3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

1 4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 5 省略

1 6 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 } 省略

2 }  
 ) }  
 7 }

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省略  
 ) }  
 (3) }

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 省略

法改正に伴う引用条項の整備  
 同上  
 同上

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日  
 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

- 11 省略
- 12 省略

(宅地等) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)

第24条 宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度の固

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日  
 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

- 11 省略
- 12 省略

(宅地等) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)

第24条 宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度の固定資産税にあっては、前年度の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当

省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の整備

商業地等に係る特例の規定の整

定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 }  
 ) }  
 5 } 省略

付 則  
 (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小井井市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

備

2 }  
 ) }  
 5 } 省略

## 専第2号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和4年3月31日

小金井市長 西岡 真一郎

## 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第1条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第2条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

付則第12条中「付則第3条」を「付則第2条、第3条」に改める。

付則第13条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第34項、第35項もしくは第39項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第33項、第34項もしくは第36項」に改める。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 専第2号資料1

### 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

#### 2 改正内容

- (1) 令和4年度分の土地に係る都市計画税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の5%から2.5%とする。（法附則第25条、条例付則第2条）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。（付則第1条）

#### 4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。（付則第2条）

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税</p>	<p>付 則 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備 同上 商業地等に係る特例の規定の整備</p>



標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第12条 付則第2条及び第4条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第2条及び第5条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第2条、第3条、第5条及び第6条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第5条から第7条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号に、付則第7条の「農地」とは法附則第17条第1号に、「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8条から第10条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第9条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

第13条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第33項、第34項もしくは第36項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令

市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第12条 付則第2条及び第4条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第2条及び第5条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第3条、第5条及び第6条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第5条から第7条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号に、付則第7条の「農地」とは法附則第17条第1号に、「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8条から第10条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第9条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

第13条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第34項、第35項もしくは第39項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。

法改正に伴う  
引用条項の整  
備

和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第32号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第2回)

## 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ343,840千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,181,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,301,321	千円 343,340	千円 9,644,661
	2 国庫補助金	1,773,240	343,340	2,116,580
16 都支出金		7,432,273	500	7,432,773
	2 都補助金	4,302,537	500	4,303,037
歳入合計		46,837,941	343,840	47,181,781

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 24,958,129	千円 92,874	千円 25,051,003
	1 社会福祉費	7,965,317	54,428	8,019,745
	2 児童福祉費	13,157,567	38,446	13,196,013
4 衛生費		5,279,720	250,966	5,530,686
	1 保健衛生費	1,939,163	250,966	2,190,129
歳出合計		46,837,941	343,840	47,181,781

議案第32号資料1

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,301,321	千円 343,340	千円 9,644,661
	2 国庫補助金	1,773,240	343,340	2,116,580
16 都支出金		7,432,273	500	7,432,773
	2 都補助金	4,302,537	500	4,303,037
歳入合計		46,837,941	343,840	47,181,781



## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 24,958,129	千円 92,874	千円 25,051,003
	1 社 会 福 祉 費	7,965,317	54,428	8,019,745
	2 児 童 福 祉 費	13,157,567	38,446	13,196,013
4 衛 生 費		5,279,720	250,966	5,530,686
	1 保 健 衛 生 費	1,939,163	250,966	2,190,129
歳 出 合 計		46,837,941	343,840	47,181,781

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
92,874			
54,428			
38,446			
250,966			
250,966			
343,840			

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 473,706	千円 92,874	千円 566,580	1 社会福祉費補助金	千円 54,428
				2 児童福祉費補助金	38,446
3 衛生費国庫補助金	585,507	250,466	835,973	1 保健衛生費補助金	250,466

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費都補助金	千円 125,456	千円 500	千円 125,956	1 保健衛生費補助金	千円 500

説	明	千円
7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金 (子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地 域 福 祉 課)	54,428
8 子育て世帯生活支援特別給付金(事業費)交付金 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業費分)交付要綱) 補助率 10/10	(子 育 て 支 援 課)	34,500
9 子育て世帯生活支援特別給付金(事務費)交付金 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事務費分)交付要綱、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事務費分)交付要綱) 補助率 10/10	(子 育 て 支 援 課)	3,946
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	250,466

説	明	千円
6 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 (区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	500

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費	0	54,428	54,428	54,428		
				54,428		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 役務費 1 郵便料	577 577	1 住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金給 付に要する経費
	12 委託料	53,851	( ) 54,428
			(1) 情報システム課関係経費 3,548
			12 委託料 ( 3,548)
			基幹系システム修正委託料(住民 税非課税世帯等に対する臨時特別 給付金対応分) 3,548
			(2) 地域福祉課関係経費 50,880
			11 役務費 ( 577)
			郵便料 577
			12 委託料 ( 50,303)
			住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金給付事務委託料 48,972
			住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金確認書作成等委託料 1,331

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	0	38,446	38,446	38,446		
				38,446		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	964	
	10 需用費	252	1 子育て世帯生活支援特別 給付金給付に要する経費 ( ) 38,446
	1 消耗品費	62	
	5 印刷製本費	190	(1) 情報システム課関係経費 2,668
	11 役務費	62	12 委託料 ( 2,668)
	1 郵便料	62	基幹系システム修正委託料(子育 て世帯生活支援特別給付金対応分 ) 2,668
	12 委託料	2,668	(2) 子育て支援課関係経費 35,778
	18 負担金補助及び交付金	34,500	1 報 酬 ( 964)
			子育て世帯生活支援特別給付金業 務会計年度任用職員報酬 964
			10 需 用 費 ( 252)
			消 耗 品 費 62
			印 刷 製 本 費 190
			11 役 務 費 ( 62)
			郵 便 料 62
			18 負担金補助及び交付金 ( 34,500)
			子育て世帯生活支援特別給付金 34,500



款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
2 感染症予防費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	87,547	500	88,047	500		
				500		
3 予防接種費	972,867	250,466	1,223,333	250,466		
				250,466		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	500	2 感染症予防関係に要する経費 (健康課) 500 18 負担金補助及び交付金 (500) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業補助金 500
	12 委託料	238,702	17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 ( ) 250,466
	13 使用料及び賃借料	11,764	(2) 健康課関係経費 250,466 12 委託料 (238,702) 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料 238,702 13 使用料及び賃借料 (11,764) 接種会場借上料 6,286 蓄電池借上料 5,478

## 給与費明細書

### 一 般 職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,400	991,972	2,267,817	2,212,288	5,472,077	1,009,560	6,481,637	
補正前	(6) 1,398	991,008	2,267,817	2,212,288	5,471,113	1,009,560	6,480,673	
比 較	( ) 2	964			964		964	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	357,543	49,848	61,419	48,798		235,353
	補正前	357,543	49,848	61,419	48,798		235,353
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,940	272,880	684,485	487,022	2,212,288
	補正前		14,940	272,880	684,485	487,022	2,212,288
	比 較						

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

(単位：千円)

課名	款	項	目	事業	説明	予算額	財源内訳				
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等	
情報システム課	3	1	12	1	1	基幹系システム修正委託料（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応分）	3,548	3,548	0	0	0
地域福祉課	3	1	12	1	2	郵便料（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付に要する経費（地域福祉課関係経費））	577	577	0	0	0
地域福祉課	3	1	12	1	2	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務委託料	48,972	48,972	0	0	0
地域福祉課	3	1	12	1	2	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書作成等委託料	1,331	1,331	0	0	0
情報システム課	3	2	9	1	1	基幹系システム修正委託料（子育て世帯生活支援特別給付金対応分）	2,668	2,668	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	子育て世帯生活支援特別給付金業務会計年度任用職員報酬	964	964	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	消耗品費（子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費（子育て支援課関係経費））	62	62	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	印刷製本費（子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費（子育て支援課関係経費））	190	190	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	郵便料（子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費（子育て支援課関係経費））	62	62	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	子育て世帯生活支援特別給付金	34,500	34,500	0	0	0
健康課	4	1	2	2		新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業補助金	500	0	500	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料	238,702	238,702	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	接種会場借上料	6,286	6,286	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	蓄電池借上料	5,478	5,478	0	0	0
合計						343,840	343,340	500	0	0	

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業概要

### 1 目的

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和 4 年 4 月 2 6 日付け原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 1 0 万円を支給する。

### 2 支給対象

以下のいずれかに該当する世帯。ただし、令和 3 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和 4 年要綱第 5 号）に基づき支給対象となる世帯については、本件の支給対象とはならない。

- (1) 住民税非課税世帯（令和 4 年 6 月 1 日において世帯全員の令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

1, 4 7 0 世帯

- (2) 家計急変世帯（住民税非課税世帯のほか、令和 4 年 1 月 1 日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯の世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。）

1, 8 4 8 世帯

### 3 給付額

1 世帯当たり 1 0 万円

### 4 申請手続

- (1) 住民税非課税世帯（令和 3 年 1 2 月 1 0 日以前から小金井市に住んでいる場合）

住民税非課税世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

(2) 住民税非課税世帯（令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合）

住民税非課税世帯の抽出、転入前市町村の課税状況の確認及び申請書等の送付（小金井市）

↓

申請書の受領及び提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

(3) 家計急変世帯

市ホームページ、ツイッター、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

(1) 住民税非課税世帯

令和4年6月上旬	システム改修
中旬	対象世帯の抽出及び確認書等の準備
下旬	確認書等の送付
7月上旬	確認書等の受付、支給要件の確認
下旬	振込（以降順次支給）

(2) 家計急変世帯

令和4年6月下旬	周知
7月上旬	申請書の受付、支給要件の確認
7月下旬	振込（以降順次支給）

6 補正額

(1) 歳入

ア 補正予算（第2回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金  
54,428千円

イ 補正予算（第3回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金  
331,800千円

(2) 歳出

ア 補正予算（第2回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務委託料

48,972千円

(イ) その他（基幹系システム修正委託料、郵便料、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書作成等委託料） 5,456千円

イ 補正予算（第3回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

331,800千円

子育て世帯生活支援特別給付金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の物価高騰等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象

(1) ひとり親世帯

ア 児童扶養手当受給者 430世帯（児童数590人）

イ 公的年金給付等受給により児童扶養手当を受けていない方のうち、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方（以下「公的年金給付等受給者」という。）

30世帯（児童数50人）

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方（以下「家計急変者」という。）

40世帯（児童数50人）

(2) その他世帯

ア 児童手当・特別児童扶養手当受給世帯のうち、令和4年度分住民税均等割非課税世帯（以下「児童手当等受給世帯」という。）

670世帯（児童数1,130人）

イ 児童の養育者のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（以下「家計急変者等」という。）

60世帯（児童数80人）

3 支給額

児童（高校3年生相当以下。ただし、一定の障害を有する場合は20歳未満）1人当たり一律5万円



#### 4 スケジュール (案)

##### (1) ひとり親世帯

令和4年6月上旬	各種契約手続
中旬	システム修正、対象者抽出、封入作業、通知発送
下旬	児童扶養手当受給者（申請不要）分支給 公的年金給付等受給者及び家計急変者（申請必要）分は、 申請受付後速やかに支給

##### (2) その他世帯

令和4年6月下旬	各種契約手続
7月上旬	システム修正、対象者抽出、封入作業、通知発送
下旬	児童手当等受給世帯（申請不要）分支給 家計急変者等（申請必要）は、申請受付後速やかに支給

#### 5 予算額

##### (1) 歳入

###### ア 補正予算（第2回）

(ア) 子育て世帯生活支援特別給付金（事業費）交付金	34,500千円
(イ) 子育て世帯生活支援特別給付金（事務費）交付金	3,946千円

###### イ 補正予算（第3回）

(ア) 子育て世帯生活支援特別給付金（事業費）交付金	60,500千円
(イ) 子育て世帯生活支援特別給付金（事務費）交付金	2,082千円

##### (2) 歳出

###### ア 補正予算（第2回）

(ア) 子育て世帯生活支援特別給付金	34,500千円
(イ) その他（基幹系システム修正委託料、会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、郵便料）	3,946千円

###### イ 補正予算（第3回）

(ア) 子育て世帯生活支援特別給付金	60,500千円
(イ) その他（会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員期末手当、消耗品費、郵便料）	2,082千円

## 議案第32号資料5

### 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業補助金事業概要

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症にり患等をした場合の療養期間のうち、東京都の自宅療養者フォローアップセンターの配食事業、市の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業等でカバーできない部分の支援について、生活に必要な物品の買物を代行する公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に対し、事業に要する経費を補助する。

#### 2 補助内容

新型コロナウイルス感染症自宅療養者・濃厚接触者のうち、同居家族等による支援を受けることが困難で、かつ、療養が長期化するなどして市及び都の事業では支援が不足する場合に、シルバー人材センターが市民からの依頼に基づき、希望する商品を市内小売店で購入して自宅玄関前まで配達する事業に要する経費を補助する。

#### 3 補助対象経費

シルバー人材センターが実施する事業に要する経費で、人件費、保険料、消耗品費その他市長が必要と認めるもの（上限50万円）

#### 4 買物支援事業概要

##### (1) 対象者

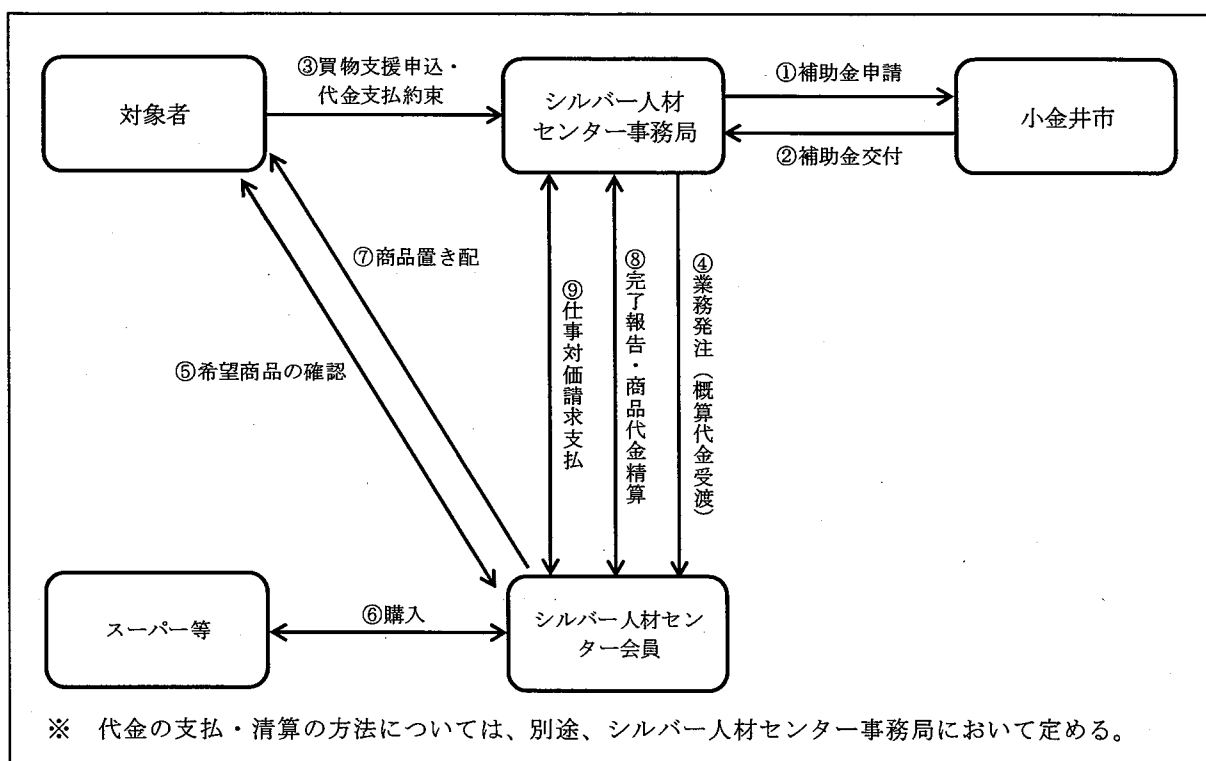
新型コロナウイルス感染症自宅療養者・濃厚接触者のうち、同居家族等による支援を受けることが困難で、かつ、療養が長期化するなどして市及び都の事業では支援が不足する市民で、ネットショッピング等の利用が困難な世帯を想定

##### (2) 対象物品及び条件

ア おおむね1週間分の常温で保存できる食料品、日用品等の生活必需品

イ 1回の依頼でおおむね5,000円を上限とし、依頼頻度は1日に1回、1週間に2回を限度とし、物品の購入費用（商品代金）は対象者自身の負担とする。

(3) 事業スキーム（案）



(4) 実施期間

令和4年6月上旬から令和5年3月31日まで

5 予算額

(1) 歳入

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金

500千円

(2) 歳出

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業補助金

500千円

新型コロナウイルスワクチン接種事業概要

1 目的

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）の円滑な実施に向けて事務を進める。

2 追加接種（4回目接種）概要

(1) 対象者

3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高いと医師が認める者  
ただし、予算編成時点で体制確保に係る厚生労働省事務連絡において、「3回目接種を受けた全ての者が対象となることも想定して、準備を進めること。」とされていたことから、3回目接種対象者（111,800人）が接種できるよう想定している。

(2) 接種券

翌月対象となる者に順次発送

(3) 接種体制

区分	場所	想定される期間等
個別接種	市内医療機関	令和4年6月上旬から 同年9月30日まで
大規模接種	旧西友小金井店 (第一大久保ビル)	令和4年6月15日から 同年9月4日まで 【実施日】 水曜日から日曜日まで
集団接種	保健センター	令和4年9月7日から 同月30日まで 【実施日】 水曜日から日曜日まで

### 3 事業内容

- (1) 接種実施体制の確保
- (2) 集団接種会場、コールセンターの運営
- (3) 接種実施医療機関との調整及び個別接種費用・ワクチン接種医療機関協力金の支払
- (4) 広報・啓発等

### 4 予算額

#### (1) 歳入

##### ア 補正予算（第2回）

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金  
250,466千円

##### イ 補正予算（第3回）

- (イ) 事業系ごみ処理手数料 78千円  
(ロ) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金  
154,065千円  
(ハ) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金  
205,111千円

#### (2) 歳出

##### ア 補正予算（第2回）

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料  
238,702千円  
(イ) 接種会場借上料 6,286千円  
(ロ) 蓄電池借上料 5,478千円

##### イ 補正予算（第3回）

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料  
27,749千円  
(イ) 新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託料  
18,064千円  
(ロ) 新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料  
154,065千円  
(ハ) 新型コロナウイルスワクチン集団接種委託料 23,513千円  
(ニ) ワクチン接種医療機関協力金 103,687千円  
(ホ) その他（接種従事者謝礼、印刷製本費、医薬材料費、郵便料、審査支払手数料、ワクチン移送委託料他）  
32,176千円

議案第33号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

## 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,273,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,455,629千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 使用料及び手数料		960,423	78	960,501
	2 手数料	515,150	78	515,228
15 国庫支出金		9,644,661	1,018,699	10,663,360
	1 国庫負担金	7,500,000	154,065	7,654,065
	2 国庫補助金	2,116,580	864,634	2,981,214
16 都支出金		7,432,773	14,755	7,447,528
	2 都補助金	4,303,037	14,643	4,317,680
	3 委託金	552,851	112	552,963
19 繰入金		1,698,448	239,066	1,937,514
	1 基金繰入金	1,697,303	239,066	1,936,369
21 諸収入		201,791	1,250	203,041
	4 雑入	151,259	1,250	152,509
歳入合計		47,181,781	1,273,848	48,455,629



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,022,307	千円 2,542	千円 4,024,849
	1 総 務 管 理 費	3,046,701	1,872	3,048,573
	3 戸籍住民基本台帳費	290,842	670	291,512
3 民 生 費		25,051,003	447,974	25,498,977
	1 社 会 福 祉 費	8,019,745	385,392	8,405,137
	2 児 童 福 祉 費	13,196,013	62,582	13,258,595
4 衛 生 費		5,530,686	400,694	5,931,380
	1 保 健 衛 生 費	2,190,129	400,694	2,590,823
7 商 工 費		194,847	409,131	603,978
	1 商 工 費	194,847	409,131	603,978
10 教 育 費		3,887,269	5,934	3,893,203
	1 教 育 総 務 費	797,802	3,268	801,070
	4 社 会 教 育 費	726,851	2,442	729,293
	5 保 健 体 育 費	473,315	224	473,539
13 予 備 費		104,189	7,573	111,762
	1 予 備 費	104,189	7,573	111,762
歳 出 合 計		47,181,781	1,273,848	48,455,629



議案第33号資料1

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び 手数料		千円 960,423	千円 78	千円 960,501
	2 手数料	515,150	78	515,228
15 国庫支出金		9,644,661	1,018,699	10,663,360
	1 国庫負担金	7,500,000	154,065	7,654,065
	2 国庫補助金	2,116,580	864,634	2,981,214
16 都支出金		7,432,773	14,755	7,447,528
	2 都補助金	4,303,037	14,643	4,317,680
	3 委託金	552,851	112	552,963
19 繰入金		1,698,448	239,066	1,937,514
	1 基金繰入金	1,697,303	239,066	1,936,369
21 諸収入		201,791	1,250	203,041
	4 雑入	151,259	1,250	152,509
歳入合計		47,181,781	1,273,848	48,455,629

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,022,307	千円 2,542	千円 4,024,849
	1 総務管理費	3,046,701	1,872	3,048,573
	3 戸籍住民基本台帳費	290,842	670	291,512
3 民生費		25,051,003	447,974	25,498,977
	1 社会福祉費	8,019,745	385,392	8,405,137
	2 児童福祉費	13,196,013	62,582	13,258,595
4 衛生費		5,530,686	400,694	5,931,380
	1 保健衛生費	2,190,129	400,694	2,590,823
7 商工費		194,847	409,131	603,978
	1 商工費	194,847	409,131	603,978
10 教育費		3,887,269	5,934	3,893,203
	1 教育総務費	797,802	3,268	801,070
	4 社会教育費	726,851	2,442	729,293
	5 保健体育費	473,315	224	473,539
13 予備費		104,189	7,573	111,762
	1 予備費	104,189	7,573	111,762
歳出合計		47,181,781	1,273,848	48,455,629

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 670	千円	千円 1,250	千円 622
		1,250	622
670			
406,658		41,316	
344,076		41,316	
62,582			
359,288		78	41,328
359,288		78	41,328
263,570		107,750	37,811
263,570		107,750	37,811
3,268			2,666
3,268			
			2,442
			224
			7,573
			7,573
1,033,454		150,394	90,000

2 歳 入

款 14 使用料及び手数料

項 2 手 数 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生手数料	千円 453,618	千円 78	千円 453,696	1 清掃手数料	千円 78

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 92,142	千円 154,065	千円 246,207	1 保健衛生費負担金	千円 154,065

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 39,211	千円 670	千円 39,881	1 総務管理費補助金	千円 670
2 民生費国庫補助金	566,580	395,283	961,863	1 社会福祉費補助金	332,701



説	明	千円
1 一般廃棄物処理及び清掃手数料 (小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第45条、第53条及び第57条) 事業系ごみ処理手数料	(ごみ対策課)	78 ( 78)

説	明	千円
2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱) 負担率 10/10	(健康課)	154,065

説	明	千円
2 マイナポイント事業費補助金 (マイナポイント事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	670
5 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(事務費分) (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業(事務費分))交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	901
6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 (子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	331,800

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円	千円	千円	2 児童福祉費補助金	千円 62,582
3 衛生費国庫補助金	835,973	205,111	1,041,084	1 保健衛生費補助金	205,111
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	263,570	263,570	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	263,570

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費都補助金	千円 125,956	千円 11,375	千円 137,331	1 保健衛生費補助金	千円 11,375
7 教育費都補助金	81,848	3,268	85,116	1 教育費補助金	3,268

説	明	千円
8 子育て世帯生活支援特別給付金（事業費）交付金 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）交付要綱、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費分）交付要綱） 補助率 10/10	（子育て支援課）	60,500
9 子育て世帯生活支援特別給付金（事務費）交付金 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事務費分）交付要綱、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事務費分）交付要綱） 補助率 10/10	（子育て支援課）	2,082
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 （新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱） 補助率 10/10	（健康課）	205,111
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 （新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱）	（企画政策課）	263,570

説	明	千円
6 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 （区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱） 補助率 10/10	（健康課）	11,375
6 副校長補佐配置支援事業補助金 （学校マネジメント強化モデル事業実施要綱） 補助率 10/10	（指導室）	2,801
10 社会の力活用事業補助金 （社会の力活用事業補助金交付要綱） 補助率 10/10	（指導室）	467

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費委託金	千円 29,335	千円 112	千円 29,447	1 保健衛生費委託金	千円 112

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,200,000	千円 90,000	千円 1,290,000	1 財政調整基金繰入金	千円 90,000
6 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	121,006	149,066	270,072	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	149,066

款 21 諸収入

項 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑入	千円 130,803	千円 1,250	千円 132,053	1 雑入	千円 1,250

説	明	千円
5 出産応援事業事務委託金 (東京都出産応援事業実施要綱)	(健康課)	112

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財政課)	90,000
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健康課)	149,066

説	明	千円
43 自治総合センターコミュニティ助成金	(広報秘書課)	1,000
44 市町村立美術館活性化事業助成金(準備年度分)	(コミュニティ文)	250

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 広報広聴費	67,825	1,000	68,825			1,000
						1,000
9 市民施設費	92,167	622	92,789			
10 市民文化費	312,819	250	313,069			250
						250

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	1,000	2 広聴・相談に要する経費 (広報秘書課) 1,000 18 負担金補助及び交付金 (1,000) 一般コミュニティ助成事業補助金 1,000
622			
93	13 使用料及び賃借料	622	1 市民会館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 93 13 使用料及び賃借料 (93) 公共施設予約システム機器等借上料 93
372			2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 372 13 使用料及び賃借料 (372) 公共施設予約システム機器等借上料 372
93			4 東小金井駅開設記念会館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 93 13 使用料及び賃借料 (93) 公共施設予約システム機器等借上料 93
64			5 前原暫定集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 64 13 使用料及び賃借料 (64) 公共施設予約システム機器等借上料 64
	8 旅費	250	8 はけの森美術館事業に要する経費 (コミュニティ文) 250 8 旅 費 (250) 特別旅費 250

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	290,842	670	291,512	670		
				670		



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 使用料及び賃借料	670	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 670 13 使用料及び賃借料 ( 670) マイナポータル用端末等借上料 670

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,057,673	901	1,058,574	901		
				901		
2 障害者福祉費	2,338,538	21,527	2,360,065	4,703		16,824
				4,703		16,824
4 高齢者福祉費	535,370	31,164	566,534	6,672		24,492
				6,672		24,492
12 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費	54,428	331,800	386,228	331,800		
				331,800		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	901	28 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) 901
			12 委託料 (901) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託料 901
	10 需用費 1 消耗品費	31 31	32 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (自立生活支援課) 21,527
	11 役務費 1 郵便料	36 36	10 需用費 (31) 消耗品費 31
	18 負担金補助及び交付金	21,460	11 役務費 (36) 郵便料 36 18 負担金補助及び交付金 (21,460) 障害福祉事業所等運営補助金 16,400 PCR検査費等補助金 5,060
	10 需用費 1 消耗品費	31 31	43 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (介護福祉課) 31,164
	11 役務費 1 郵便料	63 63	10 需用費 (31) 消耗品費 31 11 役務費 (63) 郵便料 63
	18 負担金補助及び交付金	31,070	18 負担金補助及び交付金 (31,070) 介護事業所運営補助金 24,050 PCR検査費等補助金 7,020
	18 負担金補助及び交付金	331,800	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付に要する経費 ( ) 331,800
			(2) 地域福祉課関係経費 331,800 18 負担金補助及び交付金 (331,800) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 331,800

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	38,446	62,582	101,028	62,582		
				62,582		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	1,684	
	3 職員手当等	239	1 子育て世帯生活支援特別 給付金給付に要する経費 ( ) 62,582
	10 需用費 1 消耗品費	34 34	(2) 子育て支援課関係経費 62,582 1 報 酬 ( 1,684) 子育て世帯生活支援特別給付金業 務会計年度任用職員報酬 1,684
	11 役務費 1 郵便料	125 125	3 職員手当等 ( 239) 10 需 用 費 ( 34) 消 耗 品 費 34 11 役 務 費 ( 125) 郵 便 料 125
	18 負担金補助及び交 付金	60,500	18 負担金補助及び交付金 ( 60,500) 子育て世帯生活支援特別給付金 60,500

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	839,196	112	839,308	112		
				112		
3 予防接種費	1,223,333	400,582	1,623,915	359,176		78
				359,176		78

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	69	33 子育て世代包括支援センターに要する経費 (健康課) 112
	11 役務費	43	
	1 郵便料	43	1 報 酬 ( 69) 出産応援業務会計年度任用職員報酬 69 11 役 務 費 ( 43) 郵 便 料 43
41,328			
41,328	7 報償費	7,200	17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 ( ) 400,582
	10 需用費	6,492	(2) 健康課関係経費 400,582
	5 印刷製本費	3,148	7 報 償 費 ( 7,200) 新型コロナウイルスワクチン接種 従事者謝礼 7,200
	14 医薬材料費	3,344	10 需 用 費 ( 6,492) 印刷製本費 3,148 医薬材料費 3,344
	11 役務費	13,702	11 役 務 費 ( 13,702) 郵 便 料 7,603 電 話 料 440
	1 郵便料	7,603	新型コロナウイルスワクチン接種 従事者傷害保険料 360
	2 電話料	440	審査支払手数料 3,676
	3 保険料	360	事業系ごみ処理手数料 78
	5 手数料	3,754	回線使用料 1,545
	6 その他の役務費	1,545	12 委 託 料 ( 228,173) 新型コロナウイルスワクチン接種 事業事務委託料 27,749
	12 委託料	228,173	新型コロナウイルスワクチン接種 券作成等委託料 18,064
	18 負担金補助及び交付金	103,687	新型コロナウイルスワクチン個別 接種委託料 154,065
	22 償還金利子及び割引料	41,328	新型コロナウイルスワクチン集団 接種委託料 23,513 ワクチン移送委託料 3,218 大規模接種会場清掃委託料 1,564
			18 負担金補助及び交付金 ( 103,687) ワクチン接種医療機関協力金 103,687
			22 償還金利子及び割引料 ( 41,328) 令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金 41,328

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	78,079	409,131	487,210	263,570		107,750
				263,570		107,750



一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
37,811				
37,811	10 需用費 11 修繕料	622 622	1 商工振興に要する経費 (経 済 課)	409,131
	11 役務費 1 郵便料	9 9	10 需用費 修 繕 料	( 622) 622
	12 委託料	82,000	11 役 務 費 郵 便 料	( 9) 9
	18 負担金補助及び交付金	326,500	12 委 託 料 地域振興券等発行事業運営委託料	( 82,000) 82,000
			18 負担金補助及び交付金 小規模事業者持続化サポート補助金	( 326,500) 14,000
			地域振興券等発行事業費負担金	312,500

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	269,784	3,268	273,052	3,268		
				3,268		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	2,991	17 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 3,268
	3 職員手当等	277	1 報 酬 ( 2,991) 副校長補佐業務会計年度任用職員報酬 2,524 社会の力活用事業会計年度任用職員報酬 467 3 職員手当等 ( 277)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	201,013	2,442	203,455			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,442			
2,442	10 需用費 10 修繕料	2,442 2,442	2 公民館維持管理に要する 経費 (公 民 館) 2,442
			10 需用費 ( 2,442) 修 繕 料 2,442

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	395,731	224	395,955			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
224			
224	17 備品購入費	224	1 上水公園運動施設等維持 管理に要する経費 (生涯学習課) 224
			17 備品購入費 ( 224) 一般機器類 224

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	104,189	7,573	111,762			



一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 7,573		千円	千円

## 給与費明細書

### 一 般 職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,410	996,716	2,267,817	2,212,804	5,477,337	1,009,560	6,486,897	
補正前	(6) 1,400	991,972	2,267,817	2,212,288	5,472,077	1,009,560	6,481,637	
比 較	( ) 10	4,744		516	5,260		5,260	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	357,543	49,848	61,419	48,798		235,353
	補正前	357,543	49,848	61,419	48,798		235,353
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,940	272,880	685,001	487,022	2,212,804
	補正前		14,940	272,880	684,485	487,022	2,212,288
	比 較				516		516

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	516	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 516 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 516 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

議案第33号資料2

令和4年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和3年度末現在高(A)	令和4年度当初予(B)	年度算第	予算補正状況		補積額(C)	正立予定額(D)	の計取崩和予定額(E)	令和4年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
						回補	正				
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,164,196	84 84	84 84				84 3補正 計 84	1,200,000 90,000 1,290,000	5,874,280
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1					1 補正 計 1		9,419
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,640,098	45 45					45 補正 計 45		2,640,143
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計									
5	地域福祉基金	元金 利子 計	957,525	34 34					34 補正 計 34	1,360 1,360	956,199
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	368,676	2 2					2 1-3補正 計 2	66,000 204,072 270,072	98,606
7	環境基金	元金 利子 計	1,188,064	200,000 29 200,029					200,000 29 200,029	315,000 315,000	1,073,093
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1					1 補正 計 1		3,030
9	みどり公園基金	元金 利子 計	109,971	1 1					1 補正 計 1	5,000 5,000	104,972
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	60,879	3,232 2 3,234					3,232 2 3,234	24,937 24,937	39,176
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	152,306	27,981 2 27,983					27,981 2 27,983	30,000 30,000	150,289
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1					1 補正 計 1		66
	合	元金 利子 計	12,654,227	231,213 202 231,415					231,213 202 231,415	1,642,297 294,072 1,936,369	10,949,273

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

(単位：千円)

課名	款	項	目	事業	説明	予算額	財源内訳				
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等	
コミュニティ文化課	2	1	9	1	公共施設予約システム機器等借上料	93	0	0	0	93	
コミュニティ文化課	2	1	9	2	公共施設予約システム機器等借上料	372	0	0	0	372	
コミュニティ文化課	2	1	9	4	公共施設予約システム機器等借上料	93	0	0	0	93	
コミュニティ文化課	2	1	9	5	公共施設予約システム機器等借上料	64	0	0	0	64	
地域福祉課	3	1	1	28	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託料	901	901	0	0	0	
自立生活支援課	3	1	2	32	消耗品費(新型コロナウイルス感染症対策に要する経費)	31	0	28	0	3	
自立生活支援課	3	1	2	32	郵便料(新型コロナウイルス感染症対策に要する経費)	36	0	15	0	21	
自立生活支援課	3	1	2	32	障害福祉事業所等運営補助金	16,400	0	0	0	16,400	
自立生活支援課	3	1	2	32	PCR検査費等補助金	5,060	0	4,660	0	400	
介護福祉課	3	1	4	43	消耗品費(新型コロナウイルス感染症対策に要する経費)	31	0	28	0	3	
介護福祉課	3	1	4	43	郵便料(新型コロナウイルス感染症対策に要する経費)	63	0	24	0	39	
介護福祉課	3	1	4	43	介護事業所運営補助金	24,050	0	0	0	24,050	
介護福祉課	3	1	4	43	PCR検査費等補助金	7,020	0	6,620	0	400	
地域福祉課	3	1	12	1	2	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	331,800	331,800	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	子育て世帯生活支援特別給付金業務会計年度任用職員報酬	1,684	1,684	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	職員手当等	239	239	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	消耗品費(子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費(子育て支援課関係経費))	34	34	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	郵便料(子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費(子育て支援課関係経費))	125	125	0	0	0
子育て支援課	3	2	9	1	2	子育て世帯生活支援特別給付金	60,500	60,500	0	0	0
健康課	4	1	1	33	出産応援業務会計年度任用職員報酬	69	0	69	0	0	
健康課	4	1	1	33	郵便料(子育て世代包括支援センターに要する経費)	43	0	43	0	0	
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼	7,200	7,200	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	印刷製本費(新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費(健康課関係経費))	3,148	3,148	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	医薬材料費(新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費(健康課関係経費))	3,344	3,344	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	郵便料(新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費(健康課関係経費))	7,603	7,603	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	電話料(新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費(健康課関係経費))	440	440	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料	360	360	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	審査支払手数料	3,676	3,676	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	事業系ごみ処理手数料	78	0	0	78	0
健康課	4	1	3	17	2	回線使用料	1,545	1,545	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料	27,749	27,749	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託料	18,064	18,064	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料	154,065	154,065	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン集団接種委託料	23,513	23,513	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	ワクチン移送委託料	3,218	3,218	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	大規模接種会場清掃委託料	1,564	1,564	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	ワクチン接種医療機関協力金	103,687	103,687	0	0	0
経済課	7	1	2	1	修繕料(商工振興に要する経費)	622	0	0	0	622	
経済課	7	1	2	1	郵便料(商工振興に要する経費)	9	0	0	0	9	
経済課	7	1	2	1	地域振興券等発行事業運営委託料	82,000	0	0	0	82,000	
経済課	7	1	2	1	小規模事業者持続化サポート補助金	14,000	0	0	0	14,000	
経済課	7	1	2	1	地域振興券等発行事業費負担金	312,500	263,570	0	0	48,930	
合計						1,217,093	1,018,029	11,487	78	187,499	

※ 一般財源等には、基金繰入金を含んでいる。

## 議案第33号資料4

### 障害福祉事業所等・介護事業所運営補助金事業概要

#### 1 目的

市内において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、公益性の高い福祉サービスを継続して実施する事業者に対し、その事業の運営に要する費用の一部を補助し、事業継続を支援する。

#### 2 補助対象者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等

#### 3 補助内容

##### (1) 運営補助金

- |   |       |
|---|-------|
| ア 障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、<br>介護サービス事業所、施設サービス事業所 | 200千円 |
| イ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所                                       | 50千円  |

#### 4 予算額

##### (1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	40,516千円
---------------------	----------

##### (2) 歳出

###### ア 運営補助金

- |                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| (ア) 障害福祉事業所等分（@200千円×82事業所）           | 16,400千円 |
| (イ) 介護事業所分（@50千円×45事業所+@200千円×109事業所） | 24,050千円 |

###### イ その他

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (ア) 障害福祉事業所等分（消耗品費、郵便料） | 24千円 |
| (イ) 介護事業所分（消耗品費、郵便料）    | 42千円 |

5 申請期間 令和4年6月下旬から同年9月30日まで

6 申請方法 原則郵送とし、指定口座へ振込

PCR検査費等補助金事業概要

1 目的

市内に所在する障害福祉事業所等及び介護事業所の重症化リスクの高い施設等で、積極的にPCR検査等を行うことで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 検査対象者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等の職員及び利用者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等の職員及び利用者

3 補助内容

当該事業所の職員及びその利用者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として受検したPCR検査又は抗原検査（行政検査を除く。）の費用について、その自己負担額の全部又は一部を補助（PCR検査1回当たり20,000円、抗原検査1回当たり7,500円を上限）

4 予算額

(1) 歳入

ア 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金	11,375千円
イ 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	800千円

(2) 歳出

ア PCR検査費等補助金	
(ア) 障害福祉事業所等分	5,060千円
(イ) 介護事業所分	7,020千円
イ その他	
(ア) 障害福祉事業所等分（消耗品・郵便料）	43千円
(イ) 介護事業所分（消耗品・郵便料）	52千円

5 補助対象期間

令和4年4月1日から同年6月30日まで（予定）

6 申請方法等

当該事業所の職員及び利用者がPCR検査等を受けたこと及びその費用が分かるものを提出することにより、法人単位で申請を受け付ける。



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業概要

### 1 目的

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日付け原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する。

### 2 支給対象

以下のいずれかに該当する世帯。ただし、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和4年要綱第5号)に基づき支給対象となる世帯については、本件の支給対象とはならない。

- (1) 住民税非課税世帯(令和4年6月1日において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)をいう。)

1, 470世帯

- (2) 家計急変世帯(住民税非課税世帯のほか、令和4年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯の世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。)

1, 848世帯

### 3 給付額

1世帯当たり10万円

### 4 申請手続

- (1) 住民税非課税世帯(令和3年12月10日以前から小金井市に住んでいる場合)

住民税非課税世帯の抽出及び確認書等の送付(小金井市)

↓

確認書の受領及び返送(対象世帯)

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込(小金井市)

(2) 住民税非課税世帯（令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合）

住民税非課税世帯の抽出、転入前市町村の課税状況の確認及び申請書等の送付（小金井市）

↓

申請書の受領及び提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

(3) 家計急変世帯

市ホームページ、ツイッター、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

(1) 住民税非課税世帯

令和4年6月上旬	システム改修
中旬	対象世帯の抽出及び確認書等の準備
下旬	確認書等の送付
7月上旬	確認書等の受付、支給要件の確認
下旬	振込（以降順次支給）

(2) 家計急変世帯

令和4年6月下旬	周知
7月上旬	申請書の受付、支給要件の確認
7月下旬	振込（以降順次支給）

6 補正額

(1) 歳入

ア 補正予算（第2回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金  
54,428千円

イ 補正予算（第3回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金  
331,800千円

(2) 歳出

ア 補正予算（第2回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務委託料

48,972千円

(イ) その他（基幹系システム修正委託料、郵便料、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書作成等委託料）

5,456千円

イ 補正予算（第3回）

(ア) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

331,800千円

子育て世帯生活支援特別給付金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の物価高騰等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象

(1) ひとり親世帯

ア 児童扶養手当受給者 430世帯（児童数590人）

イ 公的年金給付等受給により児童扶養手当を受けていない方のうち、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方（以下「公的年金給付等受給者」という。）

30世帯（児童数50人）

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方（以下「家計急変者」という。）

40世帯（児童数50人）

(2) その他世帯

ア 児童手当・特別児童扶養手当受給世帯のうち、令和4年度分住民税均等割非課税世帯（以下「児童手当等受給世帯」という。）

670世帯（児童数1,130人）

イ 児童の養育者のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（以下「家計急変者等」という。）

60世帯（児童数80人）

3 支給額

児童（高校3年生相当以下。ただし、一定の障害を有する場合は20歳未満）1人当たり一律5万円

#### 4 スケジュール (案)

##### (1) ひとり親世帯

令和4年6月上旬	各種契約手続
中旬	システム修正、対象者抽出、封入作業、通知発送
下旬	児童扶養手当受給者（申請不要）分支給 公的年金給付等受給者及び家計急変者（申請必要）分は、 申請受付後速やかに支給

##### (2) その他世帯

令和4年6月下旬	各種契約手続
7月上旬	システム修正、対象者抽出、封入作業、通知発送
下旬	児童手当等受給世帯（申請不要）分支給 家計急変者等（申請必要）は、申請受付後速やかに支給

#### 5 予算額

##### (1) 歳入

###### ア 補正予算（第2回）

(7) 子育て世帯生活支援特別給付金（事業費）交付金	34,500千円
(1) 子育て世帯生活支援特別給付金（事務費）交付金	3,946千円

###### イ 補正予算（第3回）

(7) 子育て世帯生活支援特別給付金（事業費）交付金	60,500千円
(1) 子育て世帯生活支援特別給付金（事務費）交付金	2,082千円

##### (2) 歳出

###### ア 補正予算（第2回）

(7) 子育て世帯生活支援特別給付金	34,500千円
(1) その他（基幹系システム修正委託料、会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、郵便料）	3,946千円

###### イ 補正予算（第3回）

(7) 子育て世帯生活支援特別給付金	60,500千円
(1) その他（会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員期末手当、消耗品費、郵便料）	2,082千円

新型コロナウイルスワクチン接種事業概要

1 目的

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）の円滑な実施に向けて事務を進める。

2 追加接種（4回目接種）概要

(1) 対象者

3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高いと医師が認める者  
ただし、予算編成時点で体制確保に係る厚生労働省事務連絡において、「3回目接種を受けた全ての者が対象となることも想定して、準備を進めること。」とされていたことから、3回目接種対象者（111,800人）が接種できるよう想定している。

(2) 接種券

翌月対象となる者に順次発送

(3) 接種体制

区分	場所	想定される期間等
個別接種	市内医療機関	令和4年6月上旬から 同年9月30日まで
大規模接種	旧西友小金井店 (第一大久保ビル)	令和4年6月15日から 同年9月4日まで 【実施日】 水曜日から日曜日まで
集団接種	保健センター	令和4年9月7日から 同月30日まで 【実施日】 水曜日から日曜日まで

### 3 事業内容

- (1) 接種実施体制の確保
- (2) 集団接種会場、コールセンターの運営
- (3) 接種実施医療機関との調整及び個別接種費用・ワクチン接種医療機関協力金の支払
- (4) 広報・啓発等

### 4 予算額

#### (1) 歳入

##### ア 補正予算（第2回）

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金  
250,466千円

##### イ 補正予算（第3回）

- (イ) 事業系ごみ処理手数料  
78千円
- (イ) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金  
154,065千円
- (ウ) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金  
205,111千円

#### (2) 歳出

##### ア 補正予算（第2回）

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料  
238,702千円
- (イ) 接種会場借上料  
6,286千円
- (ウ) 蓄電池借上料  
5,478千円

##### イ 補正予算（第3回）

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料  
27,749千円
- (イ) 新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託料  
18,064千円
- (ウ) 新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料  
154,065千円
- (エ) 新型コロナウイルスワクチン集団接種委託料  
23,513千円
- (オ) ワクチン接種医療機関協力金  
103,687千円
- (カ) その他（接種従事者謝礼、印刷製本費、医薬材料費、郵便料、審査支払手数料、ワクチン移送委託料他）  
32,176千円

## 地域振興券発行事業概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している市内の消費喚起並びに国及び都が推奨している「新しい生活様式」におけるキャッシュレス決済普及促進を目的として、電子版地域振興券を発行し、地域経済の活性化を図る。

### 2 電子版地域振興券

運転免許証サイズの紙製の簡易カードに二次元コードを印字し、取扱店舗で二次元コードを読み込むことで決済を行うもの

### 3 対象者

全ての小金井市民

### 4 発行額

1人当たり2,500円（簡易カード1人当たり1枚）

### 5 事業実施体制

公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、カードの発行、事業周知、問合せコールセンターの設置、換金等の業務を委託し実施する。

### 6 取扱店舗

市内中小事業者を中心に、登録のあった全店舗（約400店舗）を想定

### 7 スケジュール（案）

令和4年 6月 事業者選定（プロポーザル）開始

7月 事業者決定、契約締結

8月 店舗募集、事業周知・広報

9月 店舗向け説明会及びコールセンター設置

11月 市民向けコールセンター設置、地域振興券発送

12月 利用開始（令和5年3月中旬まで）



## 8 予算額

### (1) 歳入

ア	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	263,570千円
イ	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	93,119千円

### (2) 歳出

ア	地域振興券等発行事業費負担金	312,500千円
イ	地域振興券等発行事業運営業務委託料	82,000千円

小規模事業者持続化サポート補助金事業概要

1 目的

小金井市内の小規模事業者が国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して販路開拓等に取り組む際に要する経費の一部を補助し、負担を軽減することにより、小規模事業者の生産性向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

2 支給対象者

以下の要件を全て満たす市内の小規模事業者で、国の小規模事業者持続化補助金の交付確定を受けた者

(1) 申請日現在、法人にあつては事業所の所在地が、個人にあつては主たる事業所の所在地又は住所が小金井市内であり、引き続き事業を継続していること。

(2) 市税の納税義務者であつて、申請日以前に納期が到来している市税に滞納がないこと。ただし、徴収猶予の誓約がされている場合又は分割納付の誓約がされており、履行が確実に行われている場合を除く。

(3) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はそれらと密接な関係を有する者
- イ 事業を行うに当たって必要な許認可等の届出を行っていない者
- ウ その他市長が適当でないと認める者

3 対象見込件数

112件

4 支援金の額

1事業者当たり原則125千円

5 開始時期

令和4年7月中旬（予定）

6 申請方法

原則郵送とし、指定口座へ振込

7 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 14,009千円

(2) 歳出

ア 小規模事業者持続化補助金 (@125千円×112件) 14,000千円

イ その他(郵便料) 9千円

## 社会の力活用事業概要

### 1 目的

働き方改革の一環として業務の負担軽減及び教育の質的向上を図るため、知識・技術を活用して学校外の社会で活躍する人材（以下「外部人材」という。）を、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定される非常勤の講師（以下「特別非常勤講師」という。）として公立学校教育に招き入れ、その高い専門性及び社会での経験をもって教科又は教科の領域の一部（同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の10で定めるものを含む。）に係る授業を担わせることを目的とする。

### 2 対象

緑小学校

### 3 概要

#### (1) 事業の実施主体

小金井市が実施する。ただし、本事業による効果の検証は東京都が実施し、小金井市はこれに協力するものとする。

#### (2) 特別非常勤講師の候補者の確保、任用等

東京都教育委員会が特別非常勤講師としての活動を希望する外部人材を募集し、所要の能力があると認めた者又はあらかじめ定めた指導力養成講座の受講を全て修了した者について、紹介を受ける。

小金井市は、東京都教育委員会から紹介等された者について、自ら定めるところにより特別非常勤講師としての任用に係る選考を行う。

#### (3) 実施内容

緑小学校3年生及び4年生の体育の授業において、特別非常勤講師による、体づくり運動、器械運動、ゲーム（ネット型）及び表現運動について、各学級3回から6回授業を行う。

### 4 予算額

#### (1) 歳入

社会の力活用事業補助金 467千円

#### (2) 歳出

社会の力活用事業会計年度任用職員報酬 467千円

議案第34号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員（識見を有する者）の選任に関し同意を求める。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

監査委員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 立川市

氏 名 部谷 真起子

年 齢 58歳

職 業 弁護士

議案第34号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 立川市  
氏 名 部 谷 真 起 子  
年 齢 58歳  
職 業 弁護士

学 歴

昭和61年3月 中央大学法学部法律学科卒業

職 歴

平成8年4月 弁護士登録、まちだ・さがみ総合法律事務所入所  
平成17年12月 真喜法律事務所設立、現在に至る。  
平成19年4月 東京弁護士会多摩支部副支部長となり、平成20年3月まで  
在任

そ の 他

平成5年11月 司法試験合格  
平成18年11月 立川簡易裁判所司法委員となり、平成23年3月まで在任  
平成18年4月 国分寺市法律相談員となり、平成19年3月まで在任  
平成19年12月 東京都中小企業振興公社法律相談員となり、平成26年3月  
まで在任  
平成23年4月 国分寺市女性相談委員となり、平成24年3月まで在任

平成26年4月 府中市法律相談員となり、現在に至る。  
平成28年10月 府中市オンブズパーソンとなり、令和2年9月まで在任  
平成29年2月 立川市固定資産評価審査委員会委員となり、現在に至る。  
令和2年4月 日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会委員となり、現在に至る。  
令和3年4月 東京都ひとり親家庭センター・多摩法律相談員となり、現在に至る。  
令和3年7月 昭島市総合オンブズパーソンとなり、現在に至る。  
令和3年10月 府中市情報公開・個人情報保護審議会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な し



議案第35号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員の選任に関し同意を求める。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

固定資産評価員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 東京都調布市

氏 名 小 澤 賢 治

年 齢 48歳

職 業 地方公務員

議案第35号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 東京都調布市

氏 名 お 小 澤 賢 治

年 齢 48歳

職 業 地方公務員

学 歴

平成8年3月 早稲田大学法学部卒業

職 歴

平成8年4月 東京都に採用され水道局営業部管理課庶務係に所属

平成24年4月 水道局サービス推進部担当課長に昇任

令和2年4月 水道局総務部総務課長(統括課長)に就任

令和4年4月 小金井市副市長に就任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第36号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

令和4年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第18条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第18条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の都民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第29条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同

条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第55条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第60条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第89条中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第90条中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

付則第14条の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第37条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第40条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第51条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第52条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第52条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得

税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第59条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第60条を削る。

（小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち小金井市市税条例第30条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第14条第2項及び第30条の3第1項並びに付則第9条第1項の規定」に改める。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例付則第14条の2第1項、第40条第3項及び第59条の改正規定並びに同条例付則第60条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに付則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例第18条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書並びに第60条の改正規定並びに同条例付則第37条第2項、第51条第4項並びに第52条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例第10条、第89条及び第90条の改正規定並びに次条及び付則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第10条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第30条の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第30条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の小金井市市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（次項において「3号施行日」という。）以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 新条例第90条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。



## 議案第36号資料1

### 小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

#### 2 第1条による改正内容

- (1) 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）により不動産登記法が改正され、新たに設けられたDV被害者等の保護のため、登記所から市町村への登記情報に係る通知事項が追加されることにより固定資産課税台帳に記載されている事項に係る証明書の交付等において、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等の住所等について、一定の措置を講ずる。（固定資産税関係。法第382条の4、条例第10条、条例第89条、条例第90条）
- (2) 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずる。（市民税関係。法第313条、法附則第33条の2、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税等に関する法律第8条、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2、条例第18条第4項及び第6項、条例第26条第1項及び第2項、条例付則第37条第2項、条例付則第51条第4項、条例付則第52条第4項及び第6項）
- (3) 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等所要の措置を講ずる。（市民税関係。法第317条の3の2、法第317条の3の3、条例第29条第1項、条例第30条の2、条例第30条の3）
- (4) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の市民税及び居住年が令和7年であるものまで延長する。（市民税関係。法附則第5条の4の2、条例付則第14条の2第1項、条例付則第60条）
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

### 3 第2条による改正内容

法改正に伴い、所要の規定の整備を行う。(市民税関係。法第317条の3の2、小金井市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第17号))

### 4 施行期日

この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例付則第14条の2第1項、第40条第3項及び第59条の改正規定並びに同条例付則第60条を削る改正規定並びに第2条((2)に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに5(2)ア及びイの規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例第18条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書並びに第60条の改正規定並びに同条例付則第37条第2項、第51条第4項並びに第52条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに5(2)ウの規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例第10条、第89条及び第90条の改正規定並びに5(1)及び5(3)の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)

(付則第1条)

### 5 経過措置

#### (1) 納税証明書に関する経過措置

第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)第10条(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、4(3)に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(付則第2条)

#### (2) 市民税に関する経過措置

ア 新条例第30条の2第1項の規定は、4(1)に掲げる規定の施行の日(以下ア及びイにおいて「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第3

0条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の小金井市市税条例（イにおいて「旧条例」という。）第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

イ 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下イにおいて「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

ウ 4(2)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（付則第3条）

(3) 固定資産税に関する経過措置

ア 新条例第89条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、4(3)に掲げる規定の施行の日（イにおいて「3号施行日」という。）以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

イ 新条例第90条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（付則第4条）

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの交付を含む。)の手数料は、小金井市市税条例(平成12年条例第12号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 } 省略</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る金額については、適用しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、小金井市市税条例(平成12年条例第12号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 } 省略</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 省略</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>課税方式と所得税と一致させる規定の整備</p>

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条第1項の規定による申告書

(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第26条 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第26条 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6ま

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6ま

課税方式と  
所得税と一  
致させる規  
定の整備

同上

でに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除すること  
とができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定  
申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の都民税も  
しくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収  
金に充当する。

### 3 省略 (市民税の申告)

第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、  
施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけ  
ればならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定  
により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務  
がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を  
受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金  
等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所  
得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の  
9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、  
生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特  
別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円  
以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2  
に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が9  
5万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないも  
のに係るものを除く。)もしくは法第314条の2第4項に規定す  
る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療  
費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控  
除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もし  
しくは第24条の規定により控除すべき金額(以下この条において  
「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除  
く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」  
という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2  
第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この

でに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除すること  
とができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告  
書に係る年度の個人の都民税もしくは市民税に充当し、もしくは  
当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 省略 (市民税の申告)

第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、  
施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけ  
ればならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定  
により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務  
がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を  
受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金  
等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所  
得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の  
9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、  
生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特  
別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除  
対象配偶者に係るものを除く。))もしくは法第314条の2第4項  
に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もし  
しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の  
金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の  
控除もしくは第24条の規定により控除すべき金額(以下この条に  
おいて「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするも  
のを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しな  
かった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第  
2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)につい  
ては、この限りでない。

課税方式と一  
致させる規  
定の整備

公的年金受  
給者の市民  
税申告に係  
る規定の整  
備

限りでない。

2 }  
 ) }  
 8 } 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 省略

(4) 省略

2 }  
 ) }  
 5 } 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい

2 }  
 ) }  
 8 } 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

2 }  
 ) }  
 5 } 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい

給与所得者の扶養親族申告書の記載事項を追加

公的年金受給者の扶養親族申告書の提出義務及び記載事

う。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第55条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 省略

(4) 省略

2 }  
 ) }  
 5 }

(特別徴収税額の納入の義務等)

第60条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第89条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1

う。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

2 }  
 ) }  
 5 }

(特別徴収税額の納入の義務等)

第60条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第89条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1

項の追加

法改正に伴う規定の整備



項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの)の閲覧を含む。)の手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合は、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)  
第90条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものを含む。)の手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。

#### 付 則

第14条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

#### 2 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

#### 第37条 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限

項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合は、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)  
第90条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、小金井市手数料条例の定めるところによる。

#### 付 則

第14条の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

#### 2 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

#### 第37条 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株

固定資産課税台帳に係る事項の記載の整備

同上

住宅借入金等特別税額の控除の適用期限の延長

課税方式と一所得税と一致させる規定の整備

り適用する。

式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式会社等の配当等に係る配当第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式会社等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第51条 省略

2 省略

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第51条 省略

2 省略

法改正に伴う規定の整備

3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条第1項の規定による申告書

(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第52条

2 省略

3 省略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申

課税方式と一  
所得税と一  
致させる規  
定の整備

課税方式と一  
所得税と一  
致させる規  
定の整備

告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条第1項の規定による申告書
- (2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

## 5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第52条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年度の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)  
第59条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」

## 5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第52条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年度の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)  
第59条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が

課税方式と  
所得税と一  
致させる規  
定の整備

法改正に伴

指定するもの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間中にした場合又は、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年額に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年額に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第60条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2. 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例付則第14条の2第1項、第40条第3項及び第59条の改正規定並びに同条例付則第60条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに付則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

う規定の整備

住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う規定の削除

- (2) 第1条中小金井市市税条例第18条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書並びに第60条の改正規定並びに同条例付則第37条第2項、第51条第4項並びに第52条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例第10条、第89条及び第90条の改正規定並びに次条及び付則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)
- (納税証明書に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)第10条(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第30条の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第30条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の小金井市市税条例(次項において「旧条例」という。)第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けらるるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)につ

<p>いて提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。</p> <p>3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第89条(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(次項において「3号施行日」という。)以後にされる同法第382条の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。</p> <p>2 新条例第90条(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。</p>	
<p>小金井市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第17号)(第2条関係)</p>	
<p style="text-align: center;">改正条例</p> <p>第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第30条の3第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 新条例第14条第2項及び第30条の3第1項並びに付則第9</p>	<p style="text-align: center;">現行条例</p> <p>第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第30条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の</p>
	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>法改正に伴う規定の整備</p> <p style="text-align: center;">法改正に伴</p>

条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

付 則(抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小金井市市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例付則第14条の2第1項、第40条第3項及び第59条の改正規定並びに同条例付則第60条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに付則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中小金井市市税条例第18条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書並びに第60条の改正規定並びに同条例付則第37条第2項、第51条第4項並びに第52条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 省略

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 省略

(市民税に関する経過措置)

第3条 省略

2 省略

3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税

年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

う規定の整備



については、なお従前の例による。

(以下省略)